

外来生物の特徴と選定に際しての留意点

(哺乳類・鳥類)

1 特徴

外来の哺乳類・鳥類は、天敵、実験動物、展示動物、愛玩などの目的で利用され意図的に我が国に持ち込まれているものがほとんどであり、被害を及ぼし又は及ぼすおそれがあるものについて、法律に基づき飼養等に係る規制を行うことは、生態系等への影響を防止する上で効果的である。

哺乳類は生態系における栄養段階の上位に位置することから、外来の哺乳類の定着による生態系への影響は一般的に大きく、直接的な捕食や競合、農林業への被害等の事例が報告されている。

一方、外来の鳥類については、定着に係る報告はあるものの生態系や農林水産業に与える被害に係る調査研究事例が一般的に少ない状況にある。

2 選定作業を進める際の留意点

来春の法施行までの限られた期間で第1次の選定作業を実施する必要があることから、被害に係る既存の知見を最大限に活用することとする。

全般的に被害に係る知見が少ない鳥類については、既存の調査研究事例を精査し、その利用状況や生息状況を勘案しつつ検討を進めることとする。

科学的知見が十分ではないとされるものについても、生態系等に被害を及ぼすことが否定できないものとして引き続き科学的知見の充実に努める必要のある生物としての扱いを検討することとする。

動物愛護管理法に基づく危険動物として管理されている外来生物については、本法による規制及び防除の必要性及び緊急性を検討することとする。

3 個別に注目されている生物の扱いについて

被害の状況について社会的に関心が高いタイワンザル等のマカク属やアライグマ等については、その生態に係る学識経験を有する者からのヒアリングを行った上で検討を進める。

流通、飼養に係る関係者の特定が容易な実験動物、展示動物に関しては、輸入業者等からのヒアリングを行った上で検討を進める。

(爬虫類・両生類)

1 . 特徴

外来の爬虫類・両生類の利用形態としては、展示、天敵導入、食用、実験用、ペット及びペットの餌用等さまざまである。また、貨物への混入など非意図的な導入形態も想定されるが、その量は意図的導入に比較して極めて少ないと考えられる。

爬虫類は多くの種が輸入されペットとして流通・飼育されており、特にカメ類が多数輸入されている。コンスタントに輸入されている種は限定されており、ペットショップで常時見られる種は両生類・爬虫類を合わせても数十種程度である。

ペットの餌として、主に爬虫類食の爬虫類及び魚類の生餌として利用されているが、その種数は少なく、取引量はペットに比べ少ない。ペットと比べると安価で、雑に扱われている。

展示、天敵導入、食用、実験用としての利用が想定されるが、輸入量、流通量ともに少ないものと考えられる。

2 . 選定作業を進める際の留意点

安易な方法で飼養、遺棄される例の多い外来爬虫類等については、その飼養等を規制することで、生態系等への被害防止に効果があると考えられる。

来春の法施行までの限られた期間で第1次の選定作業を実施する必要があることから、既存の科学的知見を最大限活用するとともに、法の趣旨及び執行体制を勘案し、指定による法規制の効果を十分に検討することとする。

動物愛護管理法に基づく危険動物として管理されている外来生物については、本法による規制及び防除の必要性及び緊急性を検討するものとする。

科学的知見が十分ではないとされるものについても、生態系等に被害を及ぼすことが否定できないものとして引き続き科学的知見の充実に努める必要のある生物としての扱いを検討するものとする。

3 . 個別に注目されている生物の扱いについて

輸入・流通に関して、個体数の上ではアカミミガメが圧倒的に多く、安易な飼養等により遺棄・逸出している可能性が指摘されている。

一方、アカミミガメの飼養者には子供が多くいるとともに、学校や幼稚園等における飼育もなされている。アカミミガメについては、指定されるかどうかにかかわらず、その利用者(飼養者、業者)に対して外来生物問題の意味について普及啓発していくことが重要である。

(魚類)

1 . 特徴

食用や釣り対象として、養殖や開放水面への放流が行われてきており、これまでに、90種以上の外来魚類が我が国に持ち込まれたとの記録があるが、そのうち現在利用されているのは数十種程度と考えられる。

利用されている外来魚類には漁業権が設定されているものと、設定されていないものがあり、その利用量や流通量、利用者の数や形態は様々である。利用の形態としては、いけす内での養殖、開放水面の一部を区画しての養殖、開放水面への放流、人工釣り堀への放流などがある。

近年は、水族館のみならず家庭内でも観賞用の水槽の中で外来魚類が飼育されている。その種類は年々多様化しており、我が国に持ち込まれた観賞用の外来魚類の種類や飼育状況は把握が困難であり、どの程度の流通量や飼育者数があるのかは明らかでない。

鑑賞利用の場合は、水槽内で飼育されるため、規制により管理の徹底を図ることは比較的容易である。

一部の外来魚類については、その排除か有効利用かをめぐってすでに社会的な問題になっており、国民的な関心が高い状況にある。

2 . 選定作業を進める際の留意点

来春の法施行までの限られた期間で第1次の選定作業を実施する必要があることから、既存の科学的知見を最大限活用することとするとともに、法の趣旨及び執行体制を勘案し、指定による法規制の効果を十分に検討することとする。

漁業権が設定されている外来魚類については、漁業権の免許状況、利用形態に応じた管理の容易さ、代替性等を踏まえつつ、慎重に検討を行う。

科学的知見が十分ではないとされるものについても、生態系等に被害を及ぼすことが否定できないものとして引き続き科学的知見の充実に努める必要のある生物としての扱いを検討するものとする。

3 . 個別に注目されている生物の扱いについて

4つの湖に漁業権が設定されているオオクチバスについては、排除か有効利用かを巡って社会的な問題になっており、国民的な関心が高いことから、オオクチバスに係る学識経験者と釣り関係者等により構成される小グループを設け、集中的に検討する体制を作ることとする。

小グループの結論を分類群(魚類)専門家グループに報告する。

(昆虫類)

1 特徴

外来の昆虫には、天敵、農業資材、愛玩などの目的で利用され意図的に我が国に持ち込まれているものがあるが、その他は非意図的に物資等に随伴して持ち込まれているものが圧倒的に多い。

これまで、農林水産業被害を及ぼす外来昆虫については、植物防疫法等により規制や防除が実施されてきているが、農林水産業被害が定かでない外来昆虫については特段の対処はされていない。

昆虫には膨大な数の種があり、分類学的にその全容はまだ分かっていないことが多い。また、意図的に持ち込まれている外来昆虫の流通量、飼養者数等についても、その実態が明らかでないものが多い。

2 選定作業を進める際の留意点

植物防疫法等で対処される外来昆虫については、基本方針に基づき、選定の対象外とする。

天敵として使用される外来昆虫の農薬登録の際の安全性評価システムについて確認することとする。

来春の法施行までの限られた期間で第1次の選定作業を実施する必要があることから、既存の科学的知見を最大限活用することとともに、法の趣旨及び執行体制を勘案し、指定による法規制の効果を十分に検討することとする。

科学的知見が十分ではないとされるものについても、生態系等に被害を及ぼすことが否定できないものとして引き続き科学的知見の充実に努める必要のある生物としての扱いを検討するものとする。

3 個別に注目されている生物の扱いについて

(1) セイヨウオオマルハナバチ

文献等で生態系への影響が懸念されているセイヨウオオマルハナバチについては、温室におけるトマト等の生産に広く利用されている実態に鑑み、別途、保全生態学、応用昆虫学、輸入業者等で構成される小グループを設け、集中的に検討する。

小グループの結論を本専門家グループに報告する。

(2) 外来クワガタムシ

社会的に関心が高い外来クワガタムシについては、飼養等の関係者からのヒヤリングを行った上で検討を進める。

指定されるかどうかにかかわらず、クワガタムシの利用者(飼養者、業者)に対して外来生物問題の意味について普及啓発していくことが重要である。その際、クワガタムシの飼養者には小さな子供が多くいることに留意することが必要である。

(無脊椎動物)

1 特徴

外来の無脊椎動物には、食用、餌、観賞用などの目的で利用され意図的に我が国に持ち込まれているものがあるが、非意図的に物資等に随伴して持ち込まれているものも多い。

これまで、農業被害を及ぼす無脊椎動物の中には、植物防疫法等により規制や防除が実施されてきているものもあるが、農業被害以外の被害に関しては特段の対処はされていない。

無脊椎動物には、多くの分類群が含まれている。これまでに我が国に持ち込まれた外来無脊椎動物の種類的全貌が明らかではないが、分類群によっては一部知見が蓄積されている。

食用、餌、観賞用などに利用され、野外での飼養や放流されているものがあるが、その流通量等の把握は困難なものが多く、また、野外での確認事例は増加しているが、定着の状況は不明なものが多い。

全般的には知見が十分ではない状況にあるが、例えば、猛毒を有するクモやサソリなど、早急に規制を検討する必要があるものが含まれている。

2 選定作業を進める際の留意点

植物防疫法等で対処される無脊椎動物については、基本方針に基づき、選定の対象外とする。

バラスト水等に含まれて非意図的に導入される無脊椎動物については、基本方針に基づき、防除等の必要性について検討する。

来春の法施行までの限られた期間で第1次の選定作業を実施する必要があることから、既存の科学的知見を最大限活用することとともに、法の趣旨及び執行体制を勘案し、指定による法規制の効果を十分に検討することとする。

科学的知見が十分ではないとされるものについても、生態系等に被害を及ぼすことが否定できないものとして引き続き科学的知見の充実に努める必要のある生物としての扱いを検討するものとする。また、利用の状況についても情報把握に努めるものとする。

無脊椎動物については、全般的な知見は十分でない状況だが、その生息環境の違いから海産性、陸水性、陸上性に区分したり、導入の形態から意図的導入、非意図的導入に分けることにより、それらの区別を念頭に、生態系保全の観点から影響を評価する仕組みをどのように構築するか検討を行うことが必要である。

(植物)

1 特徴

外来植物には、農業、園芸、緑化などの目的で利用され意図的に我が国に持ち込まれているものが多数あるとともに、家畜用飼料等の輸入に伴い非意図的に導入される場合も多い。

観賞目的で栽培された水草等が逸出や放棄により野外で増加し、希少な植物の生育地で増加する例が見られているが、輸入や流通に係る規制措置等の特段の対処はされていない。

植物の種数は多く、外来植物について、これまでに我が国に持ち込まれている種の全貌は明らかではない。

意図的に持ち込まれている外来植物について、流通量、栽培者数等について、その実態が明らかでないものが多い。

2 選定作業を進める際の留意点

来春の法施行までの限られた期間で第1次の選定作業を実施する必要があることから、既存の科学的知見を最大限活用することとともに、法の趣旨及び執行体制を勘案し、指定による法規制の効果を十分に検討することとする。

科学的知見が十分ではないとされるものについても、生態系等への影響が文献等で指摘されている場合には、被害の予防の観点から、当該植物を利用する関係者に対し、管理されている施設や場所以外に逸出、遺棄しないようにするなど取扱いに際して注意を喚起するとともに、引き続き科学的知見の充実に努める必要のある生物として扱うことを検討するものとする。

外来植物は、その利用形態、導入のされ方に応じて下記のとおり(1)～(4)のグループに分け、グループ毎に生態系等に係る影響を評価する仕組みを構築しつつ、早急に規制を検討する必要があるものから優先的に選定作業を進めることが必要である。

(1) 水草

日本に輸入される水草の種類は年々増加傾向にあり、観賞目的で栽培された水草が逸出や放棄により野外で増加し、希少な植物の生育地で増加する例が見られている。水草は他の植物と比較して、水を媒介に短期間で広範囲に広がる傾向があるとともに、多様な栄養繁殖手段が発達しているため、増加の速度が速いことが特徴である。

水草については、観賞用として輸入や売買がなされている場合が多いことから、法律に基づき規制を行うことが、生態系等への影響を防止する上で効果的である(第1次の選定作業に際しての水草に係る留意点は別紙のとおり)。

(2) 水草以外の園芸植物

水草と同様、数多くの園芸植物が輸入されているが、現状では、定着して悪影響を及ぼす種類は限られており、定着しても、長期間にわたって群落を維持することがない種も多い。

一方、今後、侵略的な外来植物が導入されないとも限らないことから、それらについて、生態系等に係る被害の観点から、影響を評価する仕組みを構築することが課題である。

(3) 緑化植物

工事法面の早期緑化などに用いられてきた外来の緑化植物が、在来の植物相に影響を与えていることが指摘されている。

現状では外来植物に替わって地域性に配慮した在来植物を緑化に活用することは、経済性等の観点から難しく、直ちに緑化用植物の輸入や使用を規制することは容易でない状況にある。このため、中央環境審議会外来生物小委員会の委員長談話にあるとおり、総合的な取組を進める必要がある。

(参考)「中央環境審議会外来生物対策小委員会岩槻委員長談話」抜粋

「地域に特有の生物多様性を保全する必要がある地域において緑化植物を用いる場合には、単に外来植物の利用を避けることだけに注目するのではなく、在来種と同種の外国産植物の利用に起因する遺伝的攪乱のおそれにも留意するため、地域の生物多様性の現状に応じて総合的な緑化対策のあり方を検討し、実施していくことが必要と考えます。」

(4) 雑草

世界の雑草として約 4,000 種以上があげられており、これらのうち特に農耕地雑草は世界的にみると 1,600 種内外とされ、植物相への影響が指摘されている。

雑草は、家畜用資料等の輸入に伴い非意図的に導入されるケースがほとんどであるため、目的や行為を特定してその取扱いを管理する規制になじむものではない。非意図的に導入される場合について、生態系等に係る被害の観点から影響を評価する仕組みをどのように構築するかが課題である。

別紙) 水草に係る留意点

1. 日本の水草の多様性と希少性

日本には、狭義の水草(抽水(挺水)植物、浮葉植物、沈水植物、浮遊(浮漂)植物に分類される)は200種あまり。広義の水草(湿地や湿原に生育する湿生植まで含む)は400種近くあり、流水域(河川や用水路)、止水域(湖沼、池沼、ため池、水田)からなる様々な水環境が多様な水草の生育を可能にしている。

なお、我が国の農村においては、水稲作の営みにより、浅い水面を持つ湿地が形成・維持され、水田のほか、用水路やため池といった多様な水辺環境が有機的に連携し多様性に富んだ生態系が形成されてきたことから、そうした過程で育まれてきた多様な水草を保護することは、日本の生物多様性を保全する上で重要である。

水草が生育できる環境は、水深や水質に規定されている。そうした環境は、水田の減少や土地の改変、水質汚濁等により少なくなってしまう、水草の多くが絶滅危惧種になってしまったため、絶滅の危機に瀕している水草として、50種近くがあげられている。

2. 外来水草の特性

限られた環境に生育する絶滅危惧種の水草にとって外来水草の侵入は致命的である。水草は他の植物と比較して、以下のような特性を有しており水を媒介に短期間で広範囲に広がり増加する傾向がある。

植物体の断片(切れ藻)から不定根を出して別の場所に定着する。

地下茎や走出枝によって増殖する。

形態的・生理的に特殊化した部分(塊茎や鱗茎、胎生芽、殖芽)が、越冬や栄養繁殖の手段となる。

特に、希少な水草の生育地、保全の必要性の高い高層湿原の池沼や地域固有の生物相が確保されている湖沼等に導入されると生態系に大きな被害が生じることが考えられる。

3. 利用の現状

水草は、観賞用に大量に輸入され、多数の販売業者から不特定の利用者が購入・栽培しているのが現状である。利用者としては、研究機関、水族館のような専門機関だけでなく、一般家庭、小学校等多岐にわたり、栽培状況を把握することが極めて困難なものもある。

4. 選定作業を進める際の留意点

来春の法施行までの限られた期間で第1陣の選定作業を実施する必要があるため、上記の状況を勘案し、水草の中でも特に、分類・生態・被害等に関する既存の知見

の集積があるもの、希少種の生育地や保全の必要性の高い生態系に被害を及ぼすもの、規制による管理を行うことが効果的と考えられるもの、現在分布拡大の初期段階にあり、すでに広域に広がってしまったものに比べより有効な対策を立てられるもの、を選定することとする。

なお、被害に係る指摘はあるものの、広範に販売、栽培等がなされ直ちに規制をかけることが容易でない状況にあるものについては、その扱いについての情報を別途整理することとする。